

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|---------|--|-----------|------|--|--|--|--|
| 会社名 | 株式会社大気社 | | | コード | 1979 | | | | |
| 提出日 | 2022/5/31 | 異動（予定）日 | | 2022/6/29 | | | | | |
| 独立役員届出書の提出理由 | ・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） | | | | | | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 |
|----|-------|-------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-------|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | |
| 1 | 彦坂 浩一 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 有 |
| 2 | 福家 聖剛 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | △ | | | | 有 |
| 3 | 来住 晶介 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 有 |
| 4 | 水本 伸子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 有 |
| 5 | 花澤 敏行 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | △ | | | | | 有 |
| 6 | 小林 茂夫 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | △ | | | | | 有 |
| 7 | 早田 順幸 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | △ | | | | | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4） | 選任の理由（※5） |
|----|--|--|
| 1 | 該当事項はありません。 | <p>〔取締役選任理由〕 彦坂浩一氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、また、これまでの業務経験から内部統制・ガバナンス等に関する専門性を有しております。取締役に就任以来、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対して的確な助言、監督をいただいており、今後も引き続き豊富な知識、経験に基づく専門性を活かした助言、監督をいただけることが期待されることから、取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断いたしました。</p> <p>〔独立役員指定理由〕 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断いたしました。</p> |
| 2 | 福家聖剛氏は、明治安田生命保険相互会社の出身でありますか、2019年に同社顧問を退任しております。同社は当社の株式を所有しておりますが、その持株比率（自己株式を控除して計算。以下同じ。）は1.35%であります。同社と当社との間には、2021年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同社と当社との間における取引額の過去3事業年度（2019年度から2021年度。以下同じ。）平均額は、同社の経常収益及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。）。 | <p>〔取締役選任理由〕 福家聖剛氏は、大手生命保険会社の経営者としての豊富な知識と経験を有しておりますが、これまでの業務経験から内部統制・ガバナンス等に関する専門性を有しております。取締役に就任以来、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対し的確な助言、監督をいただいており、今後も引き続き豊富な知識、経験に基づく専門性を活かした助言、監督をいただけることが期待されることから、取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断いたしました。</p> <p>〔独立役員指定理由〕 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断いたしました。</p> |
| 3 | 該当事項はありません。 | <p>〔取締役選任理由〕 来住晶介氏は、大手事業会社の経営者としての豊富な知識と経験を有しておりますが、これまでの業務経験から情報通信分野及び内部統制・ガバナンス等に関する専門性を有しております。取締役に就任以来、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対し的確な助言、監督をいただいており、今後も引き続き豊富な知識、経験に基づく専門性を活かした助言、監督をいただけることが期待されることから、取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断いたしました。</p> <p>〔独立役員指定理由〕 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断いたしました。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | 該当事項はありません。 | 〔取締役選任理由〕 水本伸子氏は、大手事業会社の経営者としての豊富な知識と経験を有しており、また、これまでの業務経験から、DX分野、業務改革、人材開発等に関する専門性を有しております。取締役に就任以来、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対し的確な助言、監督をいただいており、今後も引き続き豊富な知識、経験に基づく専門性を活かした助言、監督をいただけることが期待されることから、取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断いたしました。 〔独立役員指定理由〕 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断いたしました。 |
| 4 | | |
| 5 | 花澤敏行氏は、損害保険ジャパン株式会社の出身であります。2014年に同社取締役を退任しております。同社は、当社の株式を所有しておりますが、その持株比率は0.29%であります。同社と当社との間には、2021年度において保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同社と当社との間における取引額の過去3事業年度平均額は、同社の経常収益の過去3事業年度平均額の1%未満であります。）。 | 〔監査役選任理由〕 花澤敏行氏は、大手損害保険会社の経営者として培われた豊富な知識と経験、及び経理部長経験者としての財務・会計に関する専門的な知見を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務遂行を監査するのに適任であると判断いたしました。 〔独立役員指定理由〕 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断いたしました。 |
| 6 | 小林茂夫氏は、有限責任あずさ監査法人の出身であります。2019年に同法人を退所しております。同法人と当社との間には、2021年度においてコンサルティング契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同法人と当社との間における取引額の過去3事業年度平均額は、同法人の業務収入の過去3事業年度平均額の1%未満であります。）。 | 〔監査役選任理由〕 小林茂夫氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験及び財務・会計に関する専門的な知見を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務遂行を監査するのに適任であると判断いたしました。 〔独立役員指定理由〕 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断いたしました。 |
| 7 | 早田順幸氏は、日本生命保険相互会社の出身であります。2019年に同社取締役を退任しております。同社は、当社の株式を保有しておりますが、その持株比率は2.53%であります。同社と当社との間には、2021年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同社と当社との間における取引額の過去3事業年度平均額は、同社の経常収益及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。）。 | 〔監査役選任理由〕 早田順幸氏は、大手生命保険会社の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務遂行を監査するのに適任であると判断いたしました。 〔独立役員指定理由〕 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断いたしました。 |

4. 補足説明

〔社外役員の独立性基準〕

当社は、経営の健全性、透明性の向上を図るために、当社における社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準を、次のとおり定めております。社外取締役又は社外監査役が次の基準のいずれにも該当しない場合には、独立性を有するものと判断されます。

1. 当社の大株主（※1）又はその業務執行者
2. 当社の主要な借入先（※2）又はその業務執行者
3. 当社を主要な取引先とする者（※3）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先（※4）又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。）
6. 当社より、年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。）
7. 最近3年間において上記1から6までのいずれかに該当していた者
8. 下記（1）から（3）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等内の親族
 - (1) 上記1～7までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役

（※1）当社の大株主とは、直近の事業年度末において直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

（※2）当社の主要な借入先とは、当社の借入金残高が、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（※3）当社を主要な取引先とする者とは、当社から支払いを受けた過去3事業年度平均額が、その者の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

（※4）当社の主要な取引先とは、当社に対する支払いの過去3事業年度平均額が、当社の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。